

環境センター事案「求償」問題

法的な場で賠償を確定すべきでは？



日本共産党高島市議団  
代表質問 森脇 徹 議員

答

督促しながら、理解を求めていきたいと考えています。

問

合併後11年間で、損害賠償事件において職員に求償した事例があるか。

答

市制移行後、マキノドーマ損害賠償事案や医療事故等で、市は求償していませんと認識しています。

問

ここに当事者から提供された「請求書」本文がある。何度見直しても、文章の間違いが2か所ある。確認できるか。

答

私が決裁した請求書ですが、そのような報告は届いておりません。そのような事は、ご本人が担当部局へ申出いただければ丁寧に対応いたします。

問

当該者が出向き、間違いを担当と確認済みで、請求書の有効性が問われる。また、県内コンサル業者には届いているのか。請求には応じているのか。

答

現在発送しております。詳細な答えは控えます。

問

21名には、「8月末までに支払いに応じない場合、提訴含めて対応する」と迫り、本人や家族を苦しめている。結果、十数名が連名で「重大な過失を犯したとの認識はなく、求償に応じない」と市長に回答書を提出された。また、悩みながら支払った職員もいる。一方、重要な賠償と判断された請求書が、業者に届いていない。こんな扱いでよいのか。

答

市長 方法は講じています。

問

自分に債務があると認識していない方もある。法場で損害賠償・求償を確定するしかないのではないか。債務があるかないか、はっきりするしかない。

答

市長 様々なケースがあります。が、督促しながら、理解を求めて行きたいと考えています。

問

職員が上司の決裁を受けて業務を遂行しても、処分や求償が科せられることは、職員に萎縮が起るのではないか。

答

市長 萎縮や決済がどうこう言うことは、組織の体をなしていない議論であります。気概と責任を持って、仕事をしていることを認識しています。

